

市立小・中学校に入学する新1年生は

「小規模学校選択制度」が利用できます

市立の小・中学校の入学先学校は、通学区域によって指定されていますが、教育委員会では、学校規模の適正化を図るため、通学区域制度を弾力化する「小規模学校選択制度」を導入しています。

小規模学校選択制度とは

住所地により教育委員会から指定される学校（以下、指定校という。）のほか、小規模で通学区域外からの児童・生徒の受入が可能な学校（以下、受入可能校という。）の中から、保護者や子どもが入学先学校を希望することができる制度です

制度導入のねらいは

現行の指定校制は維持しつつ、お子さんや保護者が、自分に適した教育を受けたい、あるいは子どもに適した教育を受けさせたいという希望を生かすため、学校選択の機会を拡大すること、また、各学校がよりよい教育を実践しようと工夫を凝らし、特色ある学校づくりを進めていく環境をつくるのがねらいです。

対象者は

対象者は次年度に市立小学校及び中学校に入学する新1年生全員（*市外から転入する1年生の児童・生徒も対象）です。

*浦安市に転入後の手続きになります。

受入可能校・受入人数

<参考>平成31年度（2019年）の受入可能校・受入人数

平成30年9月上旬にホームページ上でお知らせいたします。

学校選択の方法

- ① 9月中旬ごろに教育委員会から入学対象者の保護者全員に、学校希望調査票と学校紹介パンフレットを郵送します（小学校入学対象者には就学時健診のお知らせも同封します）。
- ② 受入可能校への入学を希望される方は、学校希望調査票を教育委員会学務課に提出してください。なお、指定校への入学を希望される方は、学校希望調査票の提出は不要です。
- ③ 1月上旬に教育委員会から入学通知書(入学する学校の指定)を発送します。

抽選の実施について

受入可能校への希望人数が受入人数を超えた場合は、通学区域内の児童・生徒の入学を優先し、通学区域外からの希望者で公開抽選を行います。なお、希望する受入可能校に兄弟が次年度に在籍する場合は、抽選せず優先扱いとします。（兄弟姉妹で学校が異ならないようにする配慮から）

抽選にもれた場合は指定校で就学指定を行います。希望があれば、補欠登録をし、空きが生じた場合に登録順により希望校に就学ができます。また、抽選を行わなかった他の受入可能校を希望することもできます。その場合、最初の希望校の補欠登録は抹消されます。

学校選択にあたって

- ① 学校への通学は、徒歩か公共交通機関利用かのいずれかの方法となります。通学経路の安全性や通学時間を十分確認の上、保護者の責任において希望校の申請をしてください。
- ② 小規模学校選択制度で希望した場合、原則として、辞退、学校変更はできません。十分ご検討の上、選択の申請を行ってください。なお、特別な事情により当該学校以外の学校への就学が必要となった場合は、教育委員会学務課にご相談ください。
- ③ 小規模学校選択制度は、あくまでも個々のお子さんの学校選択の機会を拡大することがねらいですので、兄弟姉妹関係があっても、お子さん各人が希望校の申請を行うことが必要となります。
- ④ 小規模学校選択制度による学校選択は、小学校入学時、中学校入学時に、それぞれ行います。また、小学校入学時に小規模学校選択制度を利用して入学した場合でも、中学校は原則指定校への入学となります。

問い合わせ 浦安市教育委員会学務課学務係（市役所7階）

〒279-8501 浦安市猫実1-1-1

TEL 047-712-6742（土曜・日曜・祝日を除く 8:30~17:00）